

計画の推進のために取り組む施策（案）

すべての子どもたちが夢と希望を持って成長できるよう、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」の4つを重点項目として設定し、本県の子どもの貧困対策を推進します。

< I 教育の支援 >

青森県に生まれ育つすべての子どもが、家庭の経済状況に左右されることなく、能力や可能性を最大限活かし、それぞれの夢に挑戦できるための環境整備が必要です。

学校を子どもの貧困対策のプラットフォームとして位置付け、学習環境の整備や教育費の負担軽減など統合的な対策を進めます。

1 学校をプラットフォームとした総合的な支援

(1) 学校教育による学力保障

- 家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子どもの学力が保障されるよう、少人数学級編制、少人数の習熟度別指導、複数教員による授業や、放課後補習などの取組を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進します。
- 学校における具体的な支援体制を充実させる観点から、現職教員を中心に、子どもに自己肯定感を持たせ、子どもの貧困問題に関する理解を深めていくため、研修における関連講習、校内研修等の開設を促進します。

(2) 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携

- 児童生徒の家庭環境等を踏まえた、指導体制の充実を図ります。特に、学校を窓口として、貧困家庭の子どもたち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、教育事務所・県立学校へのスクールソーシャルワーカーの段階的な配置の拡充を推進し、必要な学校において活用できる体制を構築します。このような体制構築等を通じて、ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会などの福祉部門と教育委員会・学校等との連携強化を図ります。
- 児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくためのスクールカウンセラーの配置推進を図ります。
- 一人一人、それぞれの家庭に寄り添った伴走型の支援体制を構築するため、スクールソーシャルワーカー等と連携し、家庭教育支援チーム等による相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組を推進し、保護者に対する家庭教育支援を充実します。

(3) 地域による学習支援

- 放課後子ども教室や学校支援地域本部、土曜日の教育活動等の支援等の取組を推進し、放課後等の学習支援を充実します。その際、学習等に課題を抱える子どもに学習支援や生活支援を実施しているNPOやフリースクール等

と各自治体との連携を促進するなど、子どもの状況に配慮した支援の充実を図ります。

- 学校・家庭・地域の協働の基盤となるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の設置について、国における検討状況を踏まえ、適切に対応していきます。

（４）高等学校等における就学継続のための支援

- 学習等に課題を抱える高校生の学力向上、進路支援等のための人材を高等学校に配置するとともに、課題を抱える生徒の多い高等学校での優れた取組を推進します。
- 高等学校等を中途退学した者のうち就職を希望する者に対し、学校とハローワーク等の関係機関が連携し、就労を支援します。
- 高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合、高等学校等就学支援金の支給期間経過後も卒業までの間（最長２年間）継続して高等学校等就学支援金相当額を支給します。
- 学校と地域社会等による優れた連携・協働の取組への表彰や、学校のキャリア教育の指導内容に関する手引・パンフレット作成、教員向けの説明会の実施等により、各学校段階を通じた体系的なキャリア教育の充実を図ります。

２ 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の負担の軽減と質の向上

- 幼児教育の無償化について、国における検討状況を踏まえ、適切に対応していきます。
- 幼稚園・保育所・認定こども園の利用者負担の軽減など、子育てに関する経済的負担の軽減に努めます。
- 幼稚園教諭・保育士等による専門性を生かした子育て支援の取組を推進します。
- 就学前の子どもを持つ保護者に対する家庭教育支援を充実するため、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進します。

３ 就学支援の充実

（１）義務教育段階の就学支援の充実（母）

- 経済的な理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に対し必要な援助を行うよう市町村に働きかけるとともに、県立中学校において就学援助を実施します。
- 義務教育段階における子どもの貧困対策として、研修会の実施による子どもの貧困問題に関する教職員の理解増進、家庭における学習支援等の推進及び支援を必要とする者と制度とをつなぐスクールソーシャルワーカーの配置等の教育相談体制の充実を図ります。

（２）高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減（母）

- 授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒の保護者等に

対して奨学のための給付金を給付するほか、すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、対象となる生徒に高等学校等就学支援金を支給します。

- 生活福祉資金「教育支援資金」や母子寡婦福祉資金の貸付などにより、低所得世帯の生徒の修学を支援します。
- 私立高等学校等が行う授業料減免等への補助に引き続き取り組みます。

(3) 特別支援教育に関する支援の充実

- 特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費等を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図ります。

4 大学等進学に対する教育機会の提供

(1) 高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実

- 意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、無利子奨学金制度の適切な運用を図るとともに、生活福祉資金（教育支援資金）や母子父子寡婦福祉資金貸付による支援を行います。

(2) 国公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援

- 意欲と能力のある学生が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、引き続き大学等の授業料減免などにより、学生の修学支援を推進します。

5 生活困窮世帯等への学習支援

- 生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、学習支援事業を実施します。
- 児童養護施設等で暮らす子どもに対する学習支援を推進するとともに、大学等への進学を推進するための支援の充実を図ります。
- ひとり親家庭の子どもに対する学習支援を実施します。
- 放課後補習や、放課後子ども教室、学校支援地域本部、土曜日の教育活動等の支援等の取組を推進し、放課後等の学習支援を充実します。その際、NPO等と各自治体との連携を促進するなど、子どもの状況に配慮した支援の充実を図ります。（再掲 I-1-(3)）
- 高校中退の防止や中退後のフォローを充実するとともに、大学・専修学校等へ安心して進学できるようにするため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家による教育相談体制の整備充実を図ります。

6 その他の教育支援

(1) 子どもの食事・栄養状態の確保

- 生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を引き続き実施します。
- 学校給食法の目的に基づき、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努めます。

(2) 多様な体験活動の機会の提供

- ひとり親家庭等の子どもを対象に、学習意欲の喚起や生活習慣の改善等につながる多様な体験活動の場を提供します。

(3) 子育てや修学等に関する相談体制の充実(母)

- 安定的な生活を営むことができるよう、母子父子自立支援員の資質の向上を図り、専門的な立場からの相談支援に努めます。

<Ⅱ 生活の支援>

貧困状態にある子どもは、貧困に伴う様々な不利益を負うばかりではなく、社会的に孤立し必要な支援が受けられないことで、より困難な状況に置かれています。

子どもたちが、安定した生活を送り、心身共に健やかに成長していけるよう、様々な困難を有する環境にある子どもについては、子どもの保護者も含めた生活面の支援が必要です。

1 保護者の生活支援

(1) 保護者の自立支援(母)

- 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぎます。また、家計に課題のある生活困窮者に対し、家計相談支援事業を実施します。
- 子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応するため、生活支援や就業支援の充実を図ります。
- 家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等により児童の世話等を行うことで、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活することができる環境整備を図ります。
- 家庭での育児や子どもの世話などに悩みを持つひとり親家庭に対し、生活相談を実施し支援します。
- ひとり親家庭等の経済的自立を図るため、支援制度のより一層の周知に取り組めます。

(2) 保育等の確保(母)

- 就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため、保育所及び認定こども園による保育の提供体制の確保を図ります。
- 「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備を推進します。

(3) 保護者の健康確保(母)

- ひとり親家庭の親の健康保持のため、医療費の助成を行います。
- 全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状態及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談、助言等を行います。
- 乳児家庭全戸訪問等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童や、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦等に対し、その養育が適切に行われるよう、当該児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言等を行います。

(4) 母子生活支援施設等の活用(母)

- 専門的・継続的な生活指導等の支援を必要としている母子家庭の母等に対し、母子生活支援施設等を活用しながら地域での生活を支援します。

2 子どもの生活支援

(1) 児童養護施設等の退所児童等の支援

- 児童養護施設等における自立支援に当たっては、将来の人生設計を見据え、就業・就学はもとより、健康の保持や家庭を持つという視点も含め、支援を行います。
- 親子関係の再構築に向けて、児童相談所と施設との一層の連携を図るとともに、家庭支援専門相談員の役割の強化、児童家庭支援センターの更なる活用を進めます。
- 児童養護施設等を退所する子どもが地域生活を送るために必要な支援体制を整備するとともに、自立生活能力がないまま施設を退所することにならないよう、18歳以降の措置延長を積極的に活用します。
- 児童養護施設等を退所する子どもが安心して就職、進学、アパート等を賃借することができるよう、身元保証人を確保するための事業など法的支援を行うとともに、施設関係者へ周知し、その活用を図ります。
- 児童養護施設等を退所した子どもが離職、中途退学に陥らないよう、アフターケアを推進するとともに、退所後の生活や就労などを支援する自立援助ホームの設置促進に向けた取組を進めます。

(2) 食育の推進に関する支援

- 「健やか親子21」の趣旨や内容も踏まえつつ、乳幼児健康診査等における栄養指導の機会等を活用し、地域における食育の推進を図ります。
- 保育所を始めとした児童福祉施設において、ふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、各施設において、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」の活用等を通じ、子どもの発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況などを把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めるとともに、食育の観点から、食事の提供や栄養管理を行い、子どもの健やかな発育・発達を支援します。
- 保育所等における食育の推進に当たっては、「保育所における食事の提供ガイドライン」を参照し、専門性を生かしながら、家庭や地域、福祉、教育分野等と連携を図ります。
- 児童養護施設等においては、小規模化等による家庭養護の促進や児童養護施設等の運営指針の活用等を通じ、食の持つ力を最大限に活用した支援を行います。
- 次代を担う子どもが、生涯を通して心身ともに健康的な生活を送ることができるよう、食に関するさまざまな知識や、食について考える習慣などを身につけるための活動を進めます。

(3) ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援

- 生活困窮者自立支援制度においては複合的な課題をもつ生活困窮者に対し包括的な支援を行う自立相談支援事業や、生活困窮世帯の子どもの対象に、居場所づくりを含む学習支援事業を実施します。なお、これらの事業を含め

生活困窮者への支援を行う際には、対象者の状況に応じた個別的な支援を行います。

- 就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため、保育所及び認定こども園による保育の提供体制の確保を図ります。（再掲：Ⅱ-1-(2)）
- 「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備を推進します。（再掲：Ⅱ-1-(2)）

3 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

(1) 関係機関の連携

- 進学や就労による自立を目指す生活困窮世帯の子どもたちを支援するため、自立相談支援機関を活用して児童福祉関係者、母子保健関係者、労働関係者、教育委員会等の関係機関が連携して支援します。
- ニート、ひきこもり、発達障害、不登校などの困難を有する子ども・若者やその家族への支援のため、関係機関による連携、民間支援団体の育成等により、地域に根差した支援体制の充実を図ります。

4 子どもの就労支援

(1) ひとり親家庭の子どもや児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援

- 母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、ひとり親家庭の子どもに対する就業相談、就業講習会の開催、就業情報の提供などを行います。
- 児童養護施設等を退所した子どもの離職、中途退学を防止するよう、アフターケアを推進するとともに、退所後の生活や就労などを支援する自立援助ホームの設置促進に向けた取組を進めます。（再掲：Ⅱ-2-(1)）
- 自立支援教育訓練給付金事業の活用等により、子どもの学び直しの視点も含めた就業支援を推進します。

(2) 親の支援のない子ども等への就労支援

- ジョブカフェあおもりとハローワーク等が連携し、若年者の総合的な就職支援を行います。（
- 児童養護施設等の入所児童等の親からの支援が受けにくい子どもの就職を支援します。
- 施設入所児童等に対する職業指導や職場開拓、職場体験等を促進するとともに、就業に当たって必要な条件となる自動車運転免許を取得する機会を提供します。

(3) 定時制高校に通学する子どもの就労支援

- ジョブサポーター等による定時制高校に通う生徒も応募可能な求人の積極的な開拓及びジョブカフェあおもりにおける就職支援を行います。

(4) 高校中退者等への就労支援

- ジョブカフェあおもり・ハローワーク・若者サポートステーションと学校等の関係機関が連携し、就職を希望する学生・生徒等に対して支援を実施し

ます。

- 特に、高校中退者等については、本人の了解の下、可能な範囲で学校、ジョブカフェあおもり、ハローワーク及び若者サポートステーション等において情報を共有し、求めに応じて速やかに支援を行います。

5 支援する人員の確保等

(1) 社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化

- 里親や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の拡充、児童養護施設等の施設のケア単位の小規模化の推進など家庭的養護を推進します。
- 児童相談所において、子どもの援助方針を検討するに当たっては、引き続き「里親委託優先の原則」によることを徹底します。
- 家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員の配置を促進するとともに、基幹的職員の養成など施設職員の専門性の向上を図るための研修を実施します。
- 児童相談所の職員や市町村要保護児童対策地域協議会の構成員の専門性を強化するための研修など相談機能の強化に取り組みます。

(2) 相談職員の資質向上

- ひとり親家庭の保護者の相談に応じ、自立に必要な情報提供等を行う母子自立支援員など、ひとり親家庭等の相談関係職員に対する研修や、生活保護世帯の支援に当たる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカーや就労支援員等に対する研修を行います。
- 生活困窮者自立支援制度における相談員等の質を確保するため、専門的かつ実践的な研修を行います。
- 児童思春期における心の問題に対応できる専門家（医師、看護師、精神保健福祉士等）を養成するため思春期精神保健対策研修を行います。

(3) 関係民間団体の支援(母)

- ひとり親家庭に対する支援を行う民間団体に対し、支援に必要な情報の提供を行います。

6 その他の生活支援

(1) 妊娠期からの切れ目ない支援等

- 家庭の経済状況等にかかわらず、安心して妊娠・出産し、子どもが健やかに育成されるよう、身近な地域で、妊産婦等の支援ニーズに応じて、妊娠期から子育て期にかけて切れ目ない支援を行える体制づくりを図ります。

(2) 住宅支援(母)

- 母子世帯、父子世帯及び住宅困窮度の高い子育て世帯について、公営住宅に係る優先入居を行うほか、子育て世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供、住宅に関する相談等を実施し、子育て世帯等の居住の安定を支援していきます。
- 母子父子福祉資金貸付金等のメニューである住宅資金（住宅の建設等に必要資金）や転宅資金（住居の移転に必要な資金）の貸付けを通じてひとり

親家庭の住宅支援を行います。

- 生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失又はそのおそれのある者に住居確保給付金を支給します。

<Ⅲ 保護者の就労の支援>

保護者が就労により一定の収入を得ることにより、世帯の生活の安定が図られることから、保護者の経済的支援は重要です。

さらに、生計の維持という経済的な側面だけではなく、保護者の働く姿を子どもに示すという教育的視点からも、支援を充実する必要があります。

(1) 親の就労支援(母)

- 子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応するため、生活支援や就業支援の充実を図ります。(再掲：Ⅱ-1-(1))
- 児童扶養手当受給者に対し、生活状況や就業への意欲等の状況把握を行うことを通じ、それぞれの実態に応じた自立支援プログラムを策定し、自立を支援します。
- 高等職業訓練促進給付金等事業を通じ、ひとり親家庭の就業支援を行います。
- 職業訓練や国の各種雇用関係助成金(トライアル雇用奨励金等)の活用による就業支援を行います。
- 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援については、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施します。
- 生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合に就労自立給付金を支給します。

(2) 親の学び直しの支援(母)

- 自立支援教育訓練給付金事業の活用等により、親の学び直しの視点も含めた就業支援を推進します。
- 生活保護を受給しているひとり親家庭の親が、高等学校等に就学する場合には、一定の要件の下、就学にかかる費用(高等学校等就学費)を支給します。

(3) 就労機会の確保(母)

- ひとり親家庭の親が子どもを育てながら働くとともに、将来的に正規雇用に移行するためのスキルアップを図るため、在宅就業に関する支援を推進します。
- 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の規定を踏まえ、予算の適正な使用に留意しつつ、母子福祉団体等からの物品及び役務の優先調達に努めます。

<IV 経済的支援>

生活保護を始めとする各種手当の給付や貸付制度による経済的支援は、世帯の生活の下支えとして重要であり、貧困対策の重要な条件として確保していく必要があります。

(1) 児童扶養手当等による子育て世帯に対する経済的支援

- 児童扶養手当制度等の適切な運用により、ひとり親世帯に対する経済的支援を行います。
- 児童手当制度の適切な運用により、子育て世帯への経済的支援を行います。

(2) ひとり親家庭の支援施策についての調査研究

- ひとり親家庭の就業支援や経済的支援等の自立への効果等について、調査等を実施します。

(3) 母子父子寡婦福祉資金(母)

- 母子父子寡婦福祉資金によるひとり親世帯の自立に向けた経済的支援を行います。

(4) 教育扶助

- 生活保護における教育扶助については、義務教育に伴って必要な費用について、学校の長に対して直接支払うことが可能となっていることから、こうした仕組みを活用し、目的とする費用に直接充てられるよう適切に実施します。

(5) 生活保護世帯の子どもの進学時の支援

- 生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際には、入学料、入学料等を支給します。
- 生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費や学習塾に要する経費については収入として認定しない取扱いとします。

(6) 養育費の確保に関する支援(母)

- 両親の離婚後、養育費の支払いが適切に行われるよう、母子家庭等就業・自立支援センターにおける法律相談を実施します。

(7) 経済的負担の緩和(母)

- 家庭の経済状態にかかわらず、必要な時に医療機関を受診できるよう、小児医療費等に対する支援を行います。